

ケイマン諸島の法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

ケイマン諸島 (Cayman Islands) は、英国海外領土 (British Overseas Territory) の一つであり、カリブ海に浮かぶ3つの珊瑚礁の島 (グランドケイマン島、リトルケイマン島及びケイマンブラック島²) からなり、キューバの南、ジャマイカの北西に位置する。「ケイマン」という名称は、カリブ海先住民の言語でワニを意味する「ケイマナス」(Caymanas) という言葉に由来する。ケイマン諸島では、ウミガメ、ブルーイグアナ、野鳥等を観察できるほか、世界有数のダイビングスポットの名所がある。

ケイマン諸島の面積は約 259 平方キロメートルで、大阪市よりやや広い程度の大きさである。首都はグランドケイマン島にあるジョージタウン、公用語は英語である。通貨はケイマン諸島ドルである。人口は約 5 万 8,000 人であり、その構成は、黒人と白人の混血であるムラートが約 50%、黒人が約 30%、白人が約 20%となっている。宗教については、プロテスタントが約 85%と多数派を占める。

1503年にコロンブスが4回目の航海で、当時は無人島であったリトルケイマン島及びケイマンブラック島に上陸した。1655年に英国が当時スペイン領であったジャマイカを占領し、1670年にはマドリード条約により、ケイマン諸島を含むジャマイカは英国領となった。英国はジャマイカに海軍司令部を置き、ジャマイカをカリブ海における拠点とした。ジャマイカは、1957年に英国の自治領となり、1958年には西インド連邦に帰属した。1962年5月に西インド連邦が解散したため、ジャマイカは同年8月に英連邦構成国の一つとして独立したが、ケイマン諸島は英国領にとどまった。1972年にケイマン諸島憲法が制定され、自治権が拡大された³。

ケイマン諸島は、従前から、「タックスヘイブン」(租税回避地)、「オフショア金融センター」として知られ⁴、英国ロンドンのシティを中心とするタックスヘイブン・ネットワーク

¹ えんどう まこと、弁護士・博士(法学)。BLJ法律事務所 (<https://www.bizlawjapan.com/>) 代表。

² ケイマンブラック島は、かつて海賊が宝を洞窟に隠したという伝説がある島であり、ステューヴンソンの冒険小説『宝島』(原題『TREASURE ISLAND』)の舞台となったといわれている。

³ 『エピソードで読む 世界の国 243』(山川出版社、2018年) 113頁。

⁴ ケイマン諸島を世界的に有名にしたきっかけは、ジョン・グリシャム原作の小説でありトム・クルーズ主演の映画である『法律事務所』(原題『THE FIRM』)であろう。主人公の弁護士が務める法律事務所のタックス部門では、ケイマン諸島等のタックスヘイブンに会

クの中でも主要なものの一つである。ケイマン諸島は、世界第5位の金融センターであり、約8万社の企業及び世界のヘッジファンドの4分の3が登記され、約1兆9,000億ドルの預金が存在するといわれている⁵。

ケイマン諸島には、企業及び個人に対する所得税、キャピタルゲイン税、付加価値税及び相続税が無く、政府の歳入は、輸入税、不動産登録税、観光宿泊税、旅行・客船税、資産税、自動車税のほか、会社・ファンド・パートナーシップ等に対する政府手数料等でまかなわれている⁶。ケイマン諸島は、欧州連合（EU）や経済協力開発機構（OECD）との間の情報共有体制に合意しており、多くの国との間で税に関する情報交換の二国間合意を締結している。実際、ケイマン諸島政府の「Tax Information Authority」が、外国からの照会に応じて情報を開示している。

ところで、英国は、2019年7月現在、まだEUに加盟しているが、ケイマン諸島は、「EU域外の国家及び領土」（Overseas Country and Territories of the EU (OCTs)）という位置付けとなっており、EU法はケイマン諸島には直接には適用されない⁷。しかし、2019年7月24日に第77代英国首相に就任したボリス・ジョンソン氏は、2019年10月31日までに欧州連合（EU）を離脱する意向を表明している。このいわゆる「ブレグジット」（Brexit）の際、ケイマン諸島を含む英国海外領土が、EUとの関係でどのような取扱いを受けるのか、何ら影響を受けることは無いのか等については、まだ明確とはなっておらず、予断を許さないところである。

II 憲法

最初のケイマン諸島憲法は、1972年に制定された。その後、1984年、1987年、1992年、1993年、2003年、2004年（2回）、2008年、2009年及び2016年に改正されてきた。最後の2016年の改正は、2009年憲法の96条、97条3項及び106条を一部改正したものである⁸。

社を設立して依頼者の節税を行うことを業務としていた。しかし、その法律事務所では、実は、マフィアのマネー・ローンダリングを行っているという事実を、主人公は後になって気付くのだが…（以下省略）。

⁵ 藤井巖喜著『アングラマネー タックスヘイブンから見た世界経済入門』（幻冬舎、2013年）76～80頁。

⁶ 西山茂著「タックスヘイブン地域の歴史と現状 ―ケイマン諸島を中心に―」（『早稲田国際経営研究 No.46』（早稲田大学 WBS 研究センター、2015年）所収）36～37頁、39～40頁。木村昭二著『終身旅行者 PT』（パンローリング、2012年）257頁。

⁷

<https://www.harneys.com/insights/brexit-and-the-overseas-territories-the-cayman-islands/>

⁸

<http://www.constitutionalcommission.ky/the-cayman-islands-amendment-constitution-2016?ajax=y&PageNumber=0>

全 129 条からなるケイマン諸島憲法の体系は、表 1 のとおりである⁹。

表 1：ケイマン諸島憲法の体系（2016 年改正までを反映）

第 1 章 権利、自由及び責任の章典		第 1 条～第 28 条
第 2 章 総督		第 29 条～第 42 条
第 3 章 行政府		第 43 条～第 58 条
第 4 章 立法府		第 59 条～第 93 条
第 5 章 司法府	地方裁判所	第 94 条～第 98 条
	控訴裁判所	第 99 条～第 103 条
	その他の事項	第 104 条～第 107 条
第 6 章 公共サービス		第 108 条～第 110 条
第 7 章 財政		第 111 条～第 115 条
第 8 章 民主主義を支える制度		第 116 条～第 122 条
第 9 章 雑則		第 123 条～第 125 条
憲法への附則 宣誓及び確約の方式		第 126 条～第 129 条

1 統治機構

(1) 総督

ケイマン諸島の君主は英国女王である。英国政府が選任し英国女王が任命したケイマン諸島の総督（Governor of the Cayman Islands）は、ケイマン諸島における英国女王の代理人である。総督は、英国政府の指名に基づき、英国女王が任命する。

総督は、ケイマン諸島の外交、防衛及び治安につき職責を有するほか、恩赦を与える権限を有する。また、総督は、以下のとおり、様々な任命権を有する。①総督は、議会の選挙の後、議員の中から、ケイマン諸島の首相、閣僚（副首相を含む）を任命する権限を有する。②総督は、ケイマン諸島の国家安全保障評議会（National Security Council）の 4 名の評議員を任命する権限を有する。③総督は、控訴裁判所及び地方裁判所の全ての裁判官を任命する権限を有する。④総督は、ケイマン諸島の司法・法律サービス委員会（Judicial and Legal Services Commission）の委員長及び 6 名の委員を任命する権限を有する。⑤総

⁹ ケイマン諸島の 2009 年憲法及び 2016 年改正の英語原文は、それぞれ、下記ウェブページに掲載されている。

http://www.constitutionalcommission.ky/upimages/educationdoc/THECAYMANISLANDSCONSTITUTIONORDER2009_1488291352_1488291352.PDF

http://www.constitutionalcommission.ky/upimages/educationdoc/uksi_20160780_en_1488290870_1488290870.pdf

督は、ケイマン諸島の人権委員会（Human Rights Commission）の委員長及び4名の委員を任命する権限を有する。⑥総督は、ケイマン諸島の憲法委員会（Constitutional Commission）の委員長及び2名の委員を任命する権限を有する。⑦総督は、ケイマン諸島の選挙区委員会（Electoral Boundary Commission）の委員長及び2名の委員を任命する権限を有する。

総督は、その権限を行使するにあたり、原則として、内閣と協議しなければならない。但し、総督は、内閣との協議の結果に拘束されるわけではない。

（２）行政府

行政権は、英国女王に帰属するが、実際には、ケイマン諸島政府が英国女王の代わりに権限を行使する。政府は、総督及び内閣（Cabinet）により構成される。

ケイマン諸島では、英国のウエストミンスター・システムに従い、議会の多数党党首が総督により首相に任命される。首相が議員の中から6名の閣僚（副首相を含む）を指名し、総督が任命する。内閣は、首相、6名の閣僚（副首相を含む）、副総督及び法務長官により構成される。閣僚の人数は、法律により増やすことが可能であるが、議員総数の5分の2を超えることはできない。内閣は、政策の形成・実施等について、議会に対し責任を負う。

議員の3分の2以上の賛成による内閣不信任決議があった場合、総督は、首相の任命を取り消さなければならない。但し、その前に、総督は、議会を解散するか否かについて、首相と協議しなければならない。

（３）立法府

ケイマン諸島の立法府は、ケイマン諸島議会（the Legislative Assembly (LA), or the House）である。法案が議会で採択され、英国女王又は英国女王の代理人としての総督が同意して署名すれば、原則として、法律が成立する。総督は、法案を議会に差し戻すことを相当と考える場合、法案受理日から60日以内に、修正案及び理由を付して差し戻さなければならない。

ケイマン諸島議会は一院制であり、19名の議員（議長（Speaker）を含む）、副総督及び法務長官の計21名により構成される。議長は、議会の多数決をもって選出される。議員の任期は、4年である。但し、総督が、首相との協議を経て、議会を解散することがある。

2017年5月の総選挙以降、議員は、19の選挙区から、選挙により1名ずつ選出されるようになった。選挙民は、「1人1票」の原則に従い、自己の1票をいずれかの候補者に投票する。

議会における決議は、原則として、過半数決議による。議長、副総督及び法務長官は、決議に参加することができない（但し、可否同数の場合、議長は、議決権を有する）。

（４）司法府

ケイマン諸島における全ての裁判の終審裁判権を有するのは、英国ロンドンに所在する英国の枢密院司法委員会（Judicial Committee of the Privy Council）である。枢密院司法委員会の下に位置付けられる裁判所として、ケイマン諸島のジョージタウンに控訴裁判所（Court of Appeal）があり、これはケイマン諸島内における最高司法機関と位置付けられる。控訴裁判所の下に位置付けられる裁判所として、地方裁判所（Grand Court）があり、民事事件及び刑事事件のほか、海事事件、家事事件及び金融サービス事件を含む様々な事件一般を管轄する。さらに、地方裁判所の下に位置付けられる裁判所として、簡易裁判所（Summary Court）があり、民事事件及び刑事事件のほか、家事事件、少年事件等を管轄する。

2 人権

人権については、憲法の「第 1 章 権利、自由及び責任の章典」に詳細に規定されている。日本国憲法で保障されているような基本的人権は、ケイマン諸島憲法においても、同様に保障されているといえる。

ケイマン諸島憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

- ①子どもの権利について、詳細な規定が置かれている（17条）。
- ②環境保護について、詳細な規定が置かれている（18条）。
- ③緊急事態について、詳細な規定が置かれている（21条、22条）。
- ④人権に関する理解と監視を促進するため、5名の委員で構成される人権委員会が設置されている（116条）。
- ⑤情報アクセス権について、明文規定が置かれている（122条）。

3 法令及び判決例

ケイマン諸島は、約 3 世紀にわたり英国の支配下にあり、英国のコモン・ロー及びエクイティの法制度が適用されてきた。ケイマン諸島の法源としては、英国の慣習法、英国議会がケイマン諸島を適用範囲に含めた法律、ケイマン諸島議会で制定された法律、枢密院司法委員会及びケイマン諸島の裁判所で下された判決等がある。ケイマン諸島には自治権が認められているため、ケイマン諸島議会は、外交、防衛及び治安を除き、英国とは異なる法令を独自に制定することが可能である。実際には、ケイマン諸島議会が多くの法令を制定しており、それら法令の多くは、英国の法令をモデルとしている。ケイマン諸島の法令は、ケイマン諸島政府の管理するウェブサイト¹⁰において、英語で検索・調査することができる。

このように、ケイマン諸島の法制度が英国の法制度に基盤を置いていることは、弁護士・会計士等の専門家によるサービスのインフラが整っていること、及びケイマン諸島は政治

¹⁰ <https://www.judicial.ky/laws>

的・社会的に安定していること等とあいまって、ケイマン諸島がオフショア金融センターとしての地位を確立することに貢献してきたといえる¹¹。

Ⅲ 民法

ケイマン諸島には、ドイツやフランスにおけるような民法典は無い。しかし、個別の分野ごとに制定された法律として、商品売買法、不動産登記法、信託法等が存在する。ケイマン諸島の民法の内容は、英国法及びコモン・ローの影響を強く受けている。

英国で発達した信託法制度は、英国海外領土にも広く浸透しており、ケイマン諸島においても同様である。とくにケイマン諸島のようなオフショア金融センターでは、信託を利用した新しい節税スキームが開発された¹²。ケイマン諸島の信託がよく利用されるものとして、慈善信託 (Charitable Trust) や STAR 信託がある。

ケイマン諸島では、原則として、外国人による不動産の所有についての制限は存しない。但し、不動産の譲渡価格の 7.5% の印紙税が発生することに留意が必要である。

ケイマン諸島の民法分野の法律は、主な体系の全てが成文法だけで形作られているわけではないが、体系の重要な一部を形成していることは事実であり、成文法と判例法の両方を合わせて検討する必要があるといえる。

Ⅳ 会社法

ケイマン諸島が本格的に発展したのは、1960 年に英国法をベースとした「会社法」が制定され、ケイマン諸島における会社の設立が可能になってからであるといわれている。1967 年には「銀行及び信託会社法」が制定され、「カテゴリーA」(ケイマン諸島内の業務を行う銀行及び信託会社) 及び「カテゴリーB」(ケイマン諸島外のオフショア業務を行う銀行及び信託会社) の区分が設定された。カテゴリーB の設立の要件が緩やかであったため、カテゴリーB の銀行及び信託会社が次第に増加した。1967 年から 1968 年にかけてバハマで発生した住民対立等の混乱により、多くの金融関係者がケイマン諸島に移ったことは、ケイマン諸島の金融業の発展に追い風となった¹³。

ケイマン諸島において設立できる会社には、大きく分けて、①「Company Limited by Shares」、②「Company Limited by Guarantee」、③「Unlimited Company」という種類がある。そして、会社は、(ア) 居住者会社 (Resident Company)、(イ) 非居住者会社 (Non-Resident Company)、(ウ) 免税会社 (Exempted Company)、(エ) 外国会社 (Foreign

¹¹ 西山・前掲書 41 頁。

¹² 島田真琴著「イギリスにおける信託制度の機能と活用」(『慶應法学 No.7』(慶應義塾大学大学院法務研究科、2007 年) 所収) 236 頁。

¹³ 西山・前掲書 33 頁。丸谷雄一郎著「世界を動かすタックスヘイブン」(『カリブ海世界を知るための 70 章』(明石書店、2017 年) 所収) 296～297 頁。

Company) のうちいずれかとして登録される。ケイマン諸島において会社を設立しようとする場合、設立趣意書、定款、登録事務所の住所及び役員登録を申請するとともに、会社登記を行う必要がある¹⁴。

外国企業がオフショアビジネスのためにケイマン諸島に会社を設立するとき最もよく利用するのは、「免税会社」(Exempted Company) である。ケイマン諸島内において事業を行わない免税会社は、税が免除されている。免税会社の設立にあたり、政府の許認可は不要であり、基本定款等を登記官に提出すれば原則として 24 時間以内に完了することになっている。免税会社は、1 名以上の取締役を選任する必要があるが、ケイマン諸島居住者である必要は無く、法人でもよい。免税会社の株主数には制限は無く、名義株主であってもよく、株主名簿をケイマン諸島の登録事務所に保管する必要も無い。免税会社の株主総会は、毎年開催する必要は無く、開催場所の制限も無い。免税会社の定款は、公衆の閲覧に供する必要は無い。免税会社は、監査役を選任する必要は無い。免税会社には、最低資本金の制限も無い。総じて、ケイマン諸島の会社法は、英領ヴァージン諸島及びバミューダ諸島の会社法と比べて、規制が緩やかであり、秘匿性が高いといわれている¹⁵。

なお、オフショアビジネスのためにケイマン諸島に投資しようとする外国企業は、会社だけでなく、ファンド、信託又はパートナーシップ等を利用することも検討に値する。ケイマン諸島では、2013 年時点で、免税会社数が約 78,000、ファンド数が約 11,000 であった¹⁶。

V 民事訴訟法

ケイマン諸島における民事訴訟法制度は、基本的に、英国の民事訴訟法制度の強い影響を受けている。ケイマン諸島は、英国のコモン・ローの流れを汲んでおり、①事実と争点の実質的に同一である限り、裁判所は先例に従わなければならない、また、②争点が同一である限り、上級裁判所の下した先例に下級裁判所は従わなければならない。

ケイマン諸島の裁判所は、4 層構造となっている。下から言うと、簡易裁判所、地方裁判所、控訴裁判所及び枢密院司法委員会である。

簡易裁判所は、2 万ケイマン諸島ドル以下の民事事件等を管轄する。

地方裁判所は、自ら第一審の審理を行うのみならず、簡易裁判所の下した第一審判決の控訴事件をも管轄する。地方裁判所の裁判官は、ケイマン諸島および他のコモンウェルス諸国出身で任期が 6 年から 8 年の常勤裁判官から構成されている。地方裁判所の審理は、通常、1 名の裁判官の単独体で行われる。

¹⁴ 『タックスヘイブン諸地域におけるマネー・ローンダリングに関する調査研究報告書』(財団法人 社会安全研究財団、2010 年) 57 頁。

¹⁵ 西山・前掲書 37~38 頁。

¹⁶ 西山・前掲書 39 頁。

控訴裁判所は、ケイマン諸島における最高司法機関であり、地方裁判所の下した第一審判決の控訴事件を管轄する。控訴裁判所の審理は、通常、3名の裁判官の合議体で行われる。

枢密院司法委員会は、英国ロンドンに所在し、控訴裁判所の下した控訴審判決の上告事件を管轄する。

2018年における民事訴訟事件についてみると、簡易裁判所は242件、地方裁判所は262件、控訴裁判所は28件、枢密院司法委員会は4件であった¹⁷。

ケイマン諸島における民事紛争の当事者は、ケイマン諸島の裁判所への訴訟提起のほか、調停や仲裁等の裁判外紛争解決手段（Alternative Dispute Resolution (ADR)）を採ることもできる。仲裁に関する法律としては、UNCITRALモデル法に基づく2012年「仲裁法」がある。

ちなみに、ケイマン諸島には、約300名の弁護士が登録されている。

VI 刑事法

ケイマン諸島の刑事法分野の法令としては、「刑法」、「刑事訴訟法」、「テロ法」、「反汚職法」、「犯罪収益法」、「マネー・ローンダリング規則」、「警察法」、「少年法」等がある。刑法及び刑事訴訟法は、いずれも1975年に制定され、その後頻繁に改正されている。2000年には、死刑が廃止された。

ケイマン諸島は、マネー・ローンダリング対策を徹底しており、2001年には、「マネー・ローンダリングに関する金融活動作業部会」（Financial Action Task Force on Money Laundering (FATF)）のブラックリストから外された¹⁸。

ケイマン諸島におけるマネー・ローンダリング対策のための重要な法令の一つは、「犯罪収益法」（Proceeds of Crime Law (PCL)）である。同法は、直接又は間接の犯罪行為による犯罪資産というように、全ての犯罪を対象として、犯罪収益の没収及び刑事共助を規定している。有罪判決が下される場合、14年以下の懲役及び罰金（上限無し）が課される可能性があるほか、法務長官により犯罪収益没収命令が発行される可能性がある。また、「マネー・ローンダリング規則」は、全ての金融事業者に対し、本人確認、取引記録の保存、内部報告、疑わしい取引の届出等を義務付けており、匿名口座及び仮名口座は禁止となっている。ケイマン諸島におけるマネー・ローンダリング対策は、他のオフショア金融センター（例えば、ジャージー、ガーンジー、マン島）と比べて、相応の成果を収めているといわれている¹⁹。

¹⁷

<https://www.judicial.ky/wp-content/uploads/publications/annual-statistics/JudicialandCourtStatistics2018.pdf>

¹⁸ 西山・前掲書35頁。丸谷・前掲書297頁。

¹⁹ 前掲『タックスヘイブン諸地域におけるマネー・ローンダリングに関する調査研究報告書』52～55頁。

ケイマン諸島の裁判所は、前述したとおり、4層構造となっている。

簡易裁判所は、陪審無しで、治安判事により、さまざまな種類の犯罪の刑事事件が審理されている。簡易裁判所は、原則として、4年以下の懲役を言い渡す権限が与えられているが、一部の薬物犯罪の場合は20年以下の懲役（再犯の場合は30年以下の懲役）を言い渡す権限が与えられている²⁰。

地方裁判所における刑事事件の審理は、1名の裁判官だけの場合と、1名の裁判官及び7名（殺人及びマネー・ローンダリングの場合は12名）の陪審員の場合がある。地方裁判所は、自ら第一審の審理を行うのみならず、簡易裁判所の下した第一審判決の控訴事件をも管轄する²¹。

控訴裁判所は、ケイマン諸島における最高司法機関であり、地方裁判所の下した第一審判決の控訴事件を管轄する。控訴裁判所の審理は、通常、3名の裁判官の合議体で行われる。

枢密院司法委員会は、英国ロンドンに所在し、控訴裁判所の下した控訴審判決の上告事件を管轄する。

VII 参考資料

以上、ケイマン諸島法の概要を簡単に紹介してきたが、ケイマン諸島法については、日本語の文献・論文等は少ないものの、英語による情報源及び文献・論文等は比較的多くある（とくに、「タックスヘイブン」、「オフショア金融センター」、「マネー・ローンダリング」等に関連するもの）。

ケイマン諸島法全般の日本語による概説書は残念ながら現在のところ存在しないが、各法分野において、脚注に掲げた文献が参考となろう。

2016年4月のパナマ文書公開及び2017年11月のパラダイス文書公開以降、タックスヘイブンに対する世界の目はますます厳しくなっている。ケイマン諸島は、OECDを始めとする国際機関等と連携しつつ、国際基準に合わせ、必要な対策を採っていくものと思われる。今後も、ケイマン諸島の法令及び政策の動向について、注視していく必要がある。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.47 No.8』（国際商事法研究所、2019年、原題は「世界の法制度〔米州編〕第28回 ケイマン諸島」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

²⁰ <https://iclg.com/practice-areas/business-crime-laws-and-regulations/cayman-islands>

²¹ <https://iclg.com/practice-areas/business-crime-laws-and-regulations/cayman-islands>